

議案第 45 号

議決第 号

専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月17日 提出

始良市長 湯元 敏浩

専決第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

始良市長 湯元 敏浩

始良市都市計画税条例の一部を改正する条例

始良市都市計画税条例（平成22年始良市条例第81号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の2（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第2項の3（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第2項の4（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第3項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第13項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の始良市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。